

業務の適正化・役割分担等に関する具体的な論点

◆検討の視点

教員が限られた時間の中でその専門性を発揮できる業務により専念し、学校教育の質を向上できるよう、(1)～(11)の業務について、これまで①や②のみで捉えられがちであったところ、③～⑤の観点含め、今後、どのような方策が考えられるかを念頭に検討

- ① 基本的に教員のみが担える業務(教員が担わなければならない業務)
- ② 教員が担う必要があるが、教員以外の者の参画により教員の業務量を軽減できる業務
- ③ 他にふさわしい者がいる場合には必ずしも教員が担う必要がない業務
- ④ 学校において教員以外の者が担うべき業務(教員が担うべきではない業務)
- ⑤ 学校以外が担うべき業務

- (1) 登下校の時間の対応
- (2) 放課後から夜間などにおける児童生徒の見回り、補導時の対応
- (3) 調査・統計への回答
- (4) 学校徴収金の徴収・管理
- (5) 地域のボランティアとの連絡調整
- (6) 成績処理に関連する業務・教材準備に関連する業務
- (7) 課題のある家庭・児童生徒への対応
- (8) 給食時の対応
- (9) 児童生徒の休み時間における対応
- (10) 校内清掃
- (11) 部活動

- ※ (1)～(11)の業務は、教員の業務量や自治体での取組、諸外国における教職員の分業体制等を参照し、役割分担等について特に具体的に議論すべきと考えられるものをピックアップしたものである。
- ※ 「諸外国の状況」に関する出典は、国立教育政策研究所 学校組織全体の総合力を高める教職員配置とマネジメントに関する調査研究報告書（平成29年3月）。「諸外国の状況」のうち「星」はシンガポール。
- ※ 「教職員の従事率・負担感率」に関する出典は、教職員の業務実態調査（平成26年度）。

(1) 登下校の時間の対応

1. 背景

(i) 法的根拠

- 通学を含めた学校生活等の安全指導は、学校保健安全法第 27 条。

- ・ 学校保健安全法第 27 条

(学校安全計画の策定等)

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

- 学校保健安全法第 30 条では、児童生徒等の安全の確保を図るため、学校が保護者や地域の住民、警察等と連携を図るよう努めるとされているが、登下校時の見守り活動については、必ずしも学校が直接担わなければならないものではない。

- ・ 学校保健安全法第 30 条

(地域の関係機関等との連携)

第三十条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

※なお、安全に関する教育については、学習指導要領に基づき、生活、保健体育、特別活動等で実施。

小学校学習指導要領（生活）「学校生活に関わる活動を通して、学校の施設の様子や学校生活を支えている人々や友達、通学路の様子やその安全を守っている人々などについて考えることができ、学校での生活は様々な人や施設と関わっていることが分かり、楽しく安心して遊びや生活をしたり、安全な登下校をしたりしようとする。」

中学校学習指導要領（保健体育）「個人生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な技能を身に付けるようにする。」

小学校学習指導要領（特別活動）「現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること。」

(ii) 関係通知等

- 学校保健法等の一部を改正する法律の公布について（通知）（平成 20 年 7 月）
「なお、通学路における児童生徒等の安全については、通学路を含めた地域社会における治安を確保する一般的な責務は当該地域を管轄する地方公共団体が有するものであるが、本法においては、第 27 条に規定する学校安全計画に基づき、各学校において児童生徒等に対する通学路における安全指導を行うこととするとともに、第 30 条において警察やボランティア団体等地域の関係機関・関係団体等との連携に努めることとされていることから、各学校においては適切な対応に努められたいこと。」

(iii) 諸外国の状況 ×：米・英・中・星・仏・独・韓

- 【英】 正門までは保護者（あるいは祖父母やベビーシッター等の保護者の委託を受けた人）の責任で連れてくるのが原則である。地方当局に子供の登下校の手段等を保障する責任があるので、横断歩道や交差点等には、指導員（通称「ロリポップレディ」）が立ち、安全確認等を行っている。
- 【韓】 保護者、指導員が担当する。

2. 業務の適正化・役割分担等に関する現状・課題

- 児童生徒の通学時間帯は、教員の始業時刻より前になる場合が多いが、登下校の見守りはいわゆる超勤4項目に該当しないことから、これを理由に時間外勤務を命じることはできない。
- 諸外国（米・英・独等）のように、特に小学校低学年については、保護者の付添いを基本とする事は現実的に可能か。
- 学校や地域の実情に応じて、地域で子供を見守る取組を継続的に実施するためには、地域学校協働活動推進員やスクールガードリーダー等の配置を促進するとともに、見守り活動に携わる地域のボランティアを増やすことが必要ではないか。

3. 自治体での取組例

- 地域学校安全指導員の巡回、地域住民による登下校の見守り活動などによる安全確保の取組が行われ、地域ボランティアの方に感謝の意を表す「感謝の集い」が全校児童が参加して行われている。町教育委員会では、下校時に一人で帰る児童を町の車で自宅に送るスクールワゴン制度を導入している。（山形県三川町）

(参考) 教職員の従事率・負担感率 [登校・下校指導、通学路の点検]

	教諭		副校長・教頭	
	小学校	中学校	小学校	中学校
従事率 %	93.8%	85.2%	92.2%	85.6%
負担感率 %	39.7%	36.8%	21.8%	22.8%

(2) 放課後から夜間などにおける児童生徒の見回り、補導時の対応

1. 背景

(i) 法的根拠 特段無し。

※なお、教育基本法第10条第1項においては、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」とされている。

(ii) 関係通知等

● 児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）（平成29年6月）

「長期休業明けの前後において、学校として、保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、学校内外における児童生徒への見守り活動を強化すること。特に、児童生徒が自殺を企図する可能性が高い場所については、これらの時期に見守り活動を集中的に実施することが有効である。例えば、鉄道による自殺を防ぐために、在籍する児童生徒の多くが利用する駅及び踏切における見守り活動を、駅又は鉄道会社と連携して長期休業明けの前後に集中的に実施することが考えられること。なお、教職員等の学校関係者が駅等における見守りを実施する際は、見守り活動の時期、方法等について、各学校から駅又は鉄道会社に対して事前に協力を依頼し、駅又は鉄道会社からの指示を踏まえた上で計画的に実施すること。」

(iii) 諸外国の状況 特段無し。

2. 業務の適正化・役割分担等に関する現状・課題

(見回りについて)

● 放課後から夜間などにおける児童生徒のパトロール・声かけを教員が行うことをどう改善するか。

※ 補導等を未然に防ぐため日常的に行われている見回りや長期休業明けの前後における見守り活動などについては、緊急の措置を必要とする場合に該当しないことから、いわゆる超勤4項目に該当せず、これを理由に時間外勤務を命じることはできない。

(補導時の対応について)

- (学校において、警察等の関係機関との情報共有・連携は重要ではあるが、) 児童生徒が警察に補導された際の警察からの呼び出しや、放課後等に児童生徒がトラブルを起こした際の地域住民からの苦情に対しては、本来的には保護者等が対応すべきであると考えられるところ、教員が対応せざるを得ない場合がある現状をどう改善するか。

3. 自治体での取組例

- 福岡県春日市立春日西中学校

小中学校、PTA、自治会、警察機関等で、生徒指導上の課題等について課題を共有し、その解決に向けた協働による支援を充実。PTAと地域住民による夜間パトロール、声掛けを徹底。

(参考) 教職員の従事率・負担感率

	教諭		副校長・教頭	
	小学校	中学校	小学校	中学校
従事率 %	—	—	—	—
負担感率 %	—	—	—	—

(3) 調査・統計への回答

1. 背景

(i) 法的根拠

- 学校教育法第5条（設置者管理主義）に基づく調査

第五条 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。

- 地教行法第53条に基づく調査

(調査)

第五十三条 文部科学大臣又は都道府県委員会は、第四十八条第一項及び第五十一条の規定による権限を行うため必要があるときは、地方公共団体の長又は教育委員会が管理し、及び執行する教育に関する事務について、必要な調査を行うことができる。

2 文部科学大臣は、前項の調査に関し、都道府県委員会に対し、市町村長又は市町村委員会が管理し、及び執行する教育に関する事務について、その特に指定する事項の調査を行うよう指示をすることができる。

- 統計法の規定に基づく基幹統計（学校基本調査、学校保健統計調査、学校教員統計調査） ※学校の長は、調査票により報告することが義務付けられている。

(ii) 関係通知等

- 学校現場における業務改善の一層の推進について（通知）（平成27年7月）

「国や教育委員会からの調査等への対応について、学校現場の負担感が非常に高い現状にあることから、各教育委員会におかれても、学校現場を対象として調査等を実施する場合には、その必要性、実施方法等について検討するとともに、調査に関する明確な低減目標の設定や改善方針の策定などにより、改善を図るようお願いいたします。また、学校を対象とした調査の見直しについて定期的に達成度を検証し、絶えず改善を図るようお願いいたします。」

(iii) 諸外国の状況 ○：独 △：中 ×：米・英・星・仏・独・韓

- 【独】校長、教員が担当する。
- 【米】事務職員、管理職が担当する。
- 【韓】事務職員、補佐員が担当する。

(参考) 教育委員会、文部科学省から学校宛ての調査について

- 教育委員会から学校宛ての調査・照会例は以下のとおり。

【A市】(※)平成 26 年度、小学校

依頼元	件数(※1)	主な案件(10 件以上のもの)
市教育委員会	208	・教育課程関係:65 ・人事・福利厚生関係:52 ・生徒指導関係:21 ・保健安全関係:16
県教育委員会	88	・人事・福利厚生関係:34 ・教育課程関係:13
計	296	

(※1) 当該市教育委員会で把握したものに限る。上記の他、首長部局・知事部局からの調査・照会は 12 件。

(※2) 当該年度における文部科学省からの定期的な調査は 15 件。

【B市(政令市)】(※)平成 28 年度、小学校・中学校

依頼元	件数(※1)	主な案件(10 件以上のもの)
市教育委員会	小 270 中 253	・人事・福利厚生関係:小 97・中 90 ・保健安全関係:小 40・中 19 ・教育課程関係:小 36・中 36 ・生徒指導関係:小 16・中 16 ・施設関係:小 11・中 13
県教育委員会	小 37 中 36	・保健安全関係:小 11・中 7 ・人事・福利厚生関係:小 10・中 9
計	小 307 中 289	

(※1) 当該市教育委員会で把握したものに限る。上記の他、首長部局・知事部局からの調査・照会は小 65・中 63 件(うち人事・福利厚生関係:小 47・中 47 件)。

(※2) 当該年度における文部科学省からの定期的な調査は 15 件。

- 文部科学省から学校宛ての定期的な調査については、以下のとおり削減。

定期的な調査の件数 : 平成 19 年度 34 件→平成 29 年度 26 件

上記中、毎年度実施の悉皆調査の件数 : 平成 19 年度 23 件→平成 29 年度 11 件

2. 業務の適正化・役割分担等に関する現状・課題

- 学校への調査は、設置者管理主義に基づく市区町村教育委員会からのものが多くを占めるため、これらの調査の削減が必要不可欠であるが、以下のような指摘があるところ、これらをどのように改善していくべきか。
 - ・教育委員会内で把握している情報があるにもかかわらず、他の部署との連携が図られていないため、同じような調査・照会がくる。
 - ・必要性が薄れているにもかかわらず、前年踏襲で行われている。
 - ・学期初めや学期末の繁忙期などにもかかわらず調査・照会がくる。
 - ・ウェブで回答できるものが少なく、紙を送付しなければならず、負担が重い。
- 調査・照会の分類としては、主に、①人事・福利厚生関係、②教育課程関係、③生徒指導関係、④保健安全関係があるが、それぞれについて、調査の対象（悉皆／抽出）・頻度・時期・内容・様式等（選択式、WEB フォーム等）は、必要最小限かつ効率的なものになっているか。なっていない場合、国及び教育委員会はどのような取組を行うべきか。
- 国・都道府県・市町村による研究指定校やモデル事業については、社会の変化に合わせてその必要性を精査するとともに、申請のために必要となる計画書等の書類の簡素化等による負担軽減を図るべきではないか。
- 学校宛ての調査・照会への回答作業について、学校内での役割分担をどのように行うべきか。（調査内容によっては、事務職員等が中心となって対応することを進めるべきではないか。例えば、教育課程・生徒指導以外のものなど。）
- 調査・統計ではないが、民間団体からの作文・絵画コンクール等への出展依頼や、子供の体験活動など各種団体からの家庭向けの配布物について、学校（教員）が募集や、チラシの仕分け・配付作業等を行わざるを得ない状況になっているが、そうした依頼をどのように減らしていくか。また、配付にあたりクラスの数分ずつに整理する作業を、発注元である教育委員会や各種団体等に担わせるにはどうすればよいか。

3. 自治体での取組例

- 調査の重複を減らすため、教育委員会内で関係情報をデータベース化し共有する。
- 調査の項目・頻度・対象校等を精査する。
- あらかじめ調査の時期や内容等を学校に提示する。学校の余裕のある時期に調査を行う。
- 学校が回答しやすいよう、調査票の工夫やICT化を図る。

(参考) 教職員の従事率・負担感率

〔国や教育委員会からの調査やアンケートへの対応〕

	教諭		副校長・教頭	
	小学校	中学校	小学校	中学校
従事率 %	63.6%	52.9%	99.2%	99.5%
負担感率 %	87.6%	86.4%	83.7%	84.7%

(4) 学校徴収金の徴収・管理

1. 背景

(i) 法的根拠

※学校徴収金について、地方公共団体の歳入歳出予算に編入するにあたっては、個別の法令上の根拠は必要無い。

(ii) 関係通知等

- 学校現場における業務の適正化に向けて 次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォース報告（平成 28 年 6 月）
「…学校現場の負担軽減等の観点から、教員の業務としてではなく、学校を設置する地方自治体が自らの業務として学校給食費の徴収・管理の責任を負っていくことが望ましい。…また、学用品費や修学旅行費等の学校徴収金の徴収・管理業務についても、課題を整理した上で、学校給食費と同様に必要な環境整備を推進する必要がある。」

(iii) 諸外国の状況 ○：中、独 ×：米・英・星・仏・韓

- 【中】 事務職員、学級担任が担当する。
- 【星】 Administration Manager、事務員が担当する。GTRO という銀行自動引き落としシステムを利用する。
- 【仏】 事務職員、事務補佐員が担当する。

2. 業務の適正化・役割分担等に関する現状・課題

- 学校徴収金については、多くの学校において、その徴収・管理業務を主に学級担任や事務職員が担っている状況についてどのように改善するべきか。（学校の業務としてではなく、学校を設置する地方自治体が自らの業務としてその徴収・管理の責任を負っていくには、どのようにしたらよいか。）
- 学校徴収金の徴収にあたっては、口座振替納付等の手段を用いるとともに、未納への対応については、学校を設置する地方自治体や事務職員が督促を行うようにしていくべきではないか。
- 学校徴収金の公会計化にあたっては、学校現場の負担がかえって増加することにならないよう、徴収・管理に係る具体の業務について学校を設置する地方自治体に移行した上で運用していくべきではないか。
- 学校徴収金の徴収・管理の業務について、学校を設置する地方自治体に移行していくにあたり、地方自治体の会計ルールの整備、教育委員会における徴収・管理担当職員の配置の促進、徴収・管理システムの整備等をどのように推進したらよいか。

3. 自治体での取組例

- 文部科学省における「平成 29 年度 学校現場における業務改善加速のための実践研究事業」の委託先の一つである鳥取県鳥取市では、「学校徴収金会計の公会計化（H30.4）による負担軽減」を研究テーマに取組を実施中。

（参考）教職員の従事率・負担感率

〔給食費の集金、支払い、未納者への対応〕

	教諭		副校長・教頭	
	小学校	中学校	小学校	中学校
従事率 %	45.0%	36.9%	66.3%	60.0%
負担感率 %	66.0%	69.1%	64.2%	64.3%

〔学校徴収金に関する業務（通知・集金・支払い・会計処理）〕

	教諭		副校長・教頭	
	小学校	中学校	小学校	中学校
従事率 %	37.3%	21.8%	61.9%	59.2%
負担感率 %	69.3%	66.4%	42.3%	46.2%

〔学校徴収金に関する業務（未納者への対応）〕

	教諭		副校長・教頭	
	小学校	中学校	小学校	中学校
従事率 %	33.2%	28.5%	71.9%	71.4%
負担感率 %	75.8%	75.1%	60.8%	65.5%

(5) 地域ボランティアとの連絡調整

1. 背景

(i) 法的根拠

- 教育基本法第13条

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

- 社会教育法第5条、第9条の7

(市町村の教育委員会の事務)

第五条 (略)

一～十九 (略)

2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者(以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。)が学校と協働して行うもの(以下「地域学校協働活動」という。)の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(地域学校協働活動推進員)

第九条の七 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

※ 学校と地域との連携・協働を担う教職員について、教育委員会規則等に基づき、校務分掌上に位置づけている学校は約3割であり、教育委員会規則等に位置付けがなくとも、学校の方針として、校務分掌上に位置付けている学校も含めると約7割になる。(「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)」平成27年12月中央教育審議会)

(ii) 関係通知等

- 義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について(通知)(平成29年3月)

「学校が地域と連携・協働するに当たっては、地域との連絡・調整、校内の教職員の支援ニーズの把握・調整等の役割を担う者を置くことが効果的であり、教育委員会は、学校内において地域との連携・協働の中核となる教職員を校務分掌に位置付けるなど、必要な環境整備を行うことが望ましいこと。」

(iii) 諸外国の状況 ○：独、△：中、×：米・英・星・仏・韓

- 【独】 校長、教員、活動参加している保護者が担当する。
- 【中】 学校内の少年先鋒隊や中国共産主義青年団の指導員や共産党組織などが担当する。教員が指導員や共産党組織の人員として関与する場合がある。その際担当する授業数は業務負担の観点から調整される。
- 【米】 コーディネーター、事務職員が担当する。

2. 業務の適正化・役割分担等に関する現状・課題

- 地域ボランティアとの連絡調整を行う地域学校協働活動推進員・地域コーディネーターの配置を促進することが必要ではないか。
- 学校において、地域学校協働活動推進員・地域コーディネーター（や地域ボランティア）との連絡調整は、副校長・教頭が主に担うことが多いが、副校長・教頭の負担を軽減するため、事務職員や主幹教諭等をその担当とすることを推進すべきではないか。

地域連携の窓口を主幹教諭や事務職員の役割として教育委員会の学校管理規則や標準職務例に規定することは可能か。

地域連携担当教職員について、校務分掌の位置付けを促進するとともに、法令上明確化してはどうか。

3. 自治体での取組例

- 秋田県東成瀬村立東成瀬小学校・東成瀬中学校
職員室に地域コーディネーターの席を設置。教員が体験活動等で地域住民の支援を受けたい場合には、「プログラム内容整理シート」に希望する内容・日時・場所等を記載してコーディネーターに渡し、コーディネーターが地域ボランティアと調整。

(参考) 教職員の従事率・負担感率

[地域の学校支援の取組への対応 (企画・連絡調整・事後対応)]

	教諭		副校長・教頭	
	小学校	中学校	小学校	中学校
従事率 %	23.9%	18.5%	96.7%	92.5%
負担感率 %	43.4%	42.2%	30.0%	34.0%

(6) 成績処理に関連する業務・教材準備に関連する業務

1. 背景

(i) 法的根拠 学校教育法施行規則、学習指導要領

- 学校教育法施行規則第 24 条、第 28 条第 1 項第 4 号、学習指導要領
観点別（「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」）に評価を実施するとともに、指導要録を作成。
- 学校教育法施行規則第 57 条、第 58 条
児童生徒の平素の成績を評価し、各学年の課程の修了、卒業の認定を行う。
※丸付け、プリント印刷、教材準備等については、特段の規定無し。

(ii) 関係通知等

(成績処理に関連する業務)

- 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）（平成 22 年 5 月）
「文部科学省において、「報告」を受け、各学校における学習評価が円滑に行われるとともに、各設置者による指導要録の様式の決定や各学校における指導要録の作成の参考となるよう、学習評価を行うに当たっての配慮事項、指導要録に記載する事項及び各学校における指導要録の作成に当たっての配慮事項等を別紙 1～6 のとおりとりまとめました。」

(iii) 諸外国の状況

(成績情報の管理について) ×：英、△：中、○：米・星・仏・独・韓

- 【英】 教員及び Teaching Assistant 及びサポートスタッフが担当する。クラス内での小テストのような日常的なテストや作品等の評定などの入力には Teaching Assistant やその他のサポートスタッフが行う。その他、全国テストや全校規模のテストなどは業者等と契約して、入力及びデータ分析などまでしてもらい。教員は分析されたデータから子供の学習状況を検討し、その後の指導を検討する。
- 【中】 事務職員（教導処）が担当する。教員が事務職員として関与する場合がある。その際担当する授業数は業務負担の観点から調整される。

(教材研究について) ○：米・英・中・星・仏・独・韓

- 教員が担当する。

(教材準備(印刷や物品の準備)について)

×:英、○:米・中・星・仏・独・韓

- 【英】 Teaching Assistant が担当する。教室内の掲示物や提出物の整理も Teaching assistant の仕事である。
- 【星】 教員が担当する。但し、市販の教材を使う場合が多く、また印刷物も印刷系の事務員に頼めば良い。

(試験問題の作成、採点、評価について) ○:米・英・中・星・仏・独・韓

- 【星】 教員が担当する。試験問題の作成については、連携校と協力したり教育関係の出版会社から購入したりしても良い。

2. 業務の適正化・役割分担等に関する現状・課題

(成績処理に関連する業務)

【業務の適正化の観点】

- 成績評価について、観点別評価や、学習成果だけでなく学習過程も重視する評価が行われているが、効果的で効率的な評価とするためには、どのような改善が考えられるか。また、国が示している指導要録の様式についてどのような改善が考えられるか。
- 入試の際に提出する調査書やいわゆる通知表などについて、どのような改善が考えられるか。

【役割分担の観点】

- 授業や成績評価は教員の中心的な業務であると考えられるが、必ず教員が行うべき業務と、教員以外の者に任せることが適当な業務に分けることができるか。この場合、教員以外の者にどこまで任せることができるか。
- 教員以外の者に丸付けを任せる場合、成績情報等の個人のプライバシー保護にどう配慮すべきか。

(教材準備に関連する業務)

【業務の適正化の観点】

- 効果的・効率的な教材の準備のためには、共有化などどのような方策が考えられるか。

【役割分担の観点】

- 教材準備について、必ず教員が行うべき業務と、教員以外の者に任せることが適当な業務に分けることができるか。この場合、プリント印刷等、教員以外の者にどこまで任せることができるか。

3. 自治体での取組例

- 副校長や教員の負担を軽減することを目的として、職員室における事務的な業務（印刷、電話対応等）をサポートする非常勤職員を配置。
- 理科の授業における実験や観察等について、授業中の支援に加え、実験の準備・片付けや教材開発の支援を行う理科支援員を配置。
- コミュニティ・スクールや地域学校協働本部の活動を通じ、保護者等からなる学習支援ボランティアが学校の印刷業務や、習熟の程度に応じた学習用のプリントの丸付け作業を実施。

（参考）教職員の従事率・負担感率

〔テスト問題の作成、採点〕

	教諭		副校長・教頭	
	小学校	中学校	小学校	中学校
従事率 %	86.6%	93.9%	25.7%	33.0%
負担感率 %	40.4%	45.1%	20.3%	26.2%

〔成績一覧表・通知表の作成、指導要録の作成〕

	教諭		副校長・教頭	
	小学校	中学校	小学校	中学校
従事率 %	93.5%	90.6%	44.5%	48.7%
負担感率 %	65.2%	63.2%	28.6%	31.3%

〔教材研究、教材作成、授業（実験・学習）の準備〕

	教諭		副校長・教頭	
	小学校	中学校	小学校	中学校
従事率 %	99.3%	98.5%	55.8%	43.4%
負担感率 %	21.0%	21.0%	13.0%	15.9%

(7) 課題のある家庭・児童生徒への対応

1. 背景

(i) 法的根拠

● 児童福祉法

第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 (略)

二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。

イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。

ロ 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。

ハ 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。

ニ 児童及びその保護者につき、ハの調査又は判定に基づいて心理又は児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導その他必要な指導を行うこと。

ホ 児童の一時保護を行うこと。

ヘ 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、広域的な対応が必要な業務並びに家庭その他につき専門的な知識及び技術を必要とする支援を行うこと。

2～5 (略)

第十二条 都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。

2 児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第一項第一号に掲げる業務(市町村職員の研修を除く。)並びに同項第二号ロからホまで及び第三号に掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十二条第二項及び第三項並びに第二十六条第一項に規定する業務を行うものとする。

● 児童虐待の防止等に関する法律

(児童虐待の早期発見等)

第五条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2 (略)

3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

(児童虐待に係る通告)

第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

2・3 (略)

● いじめ防止対策推進法

(いじめに対する措置)

第二十三条 (略)

2 (略)

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

(ii) 関係通知等

- 「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定について（通知）（平成 29 年 3 月）
- 不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）（平成 28 年 9 月）
- 児童生徒の教育相談の充実について（通知）（平成 29 年 2 月）
 - ※児童生徒の教育相談の充実について（概要）～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～（平成 29 年 1 月、教育相談等に関する調査研究協力者会議）より抜粋
 - 【SC 及び SSW の職務内容】（SC：スクールカウンセラー、SSW：スクールソーシャルワーカー）
（不登校、いじめ等を学校として認知した場合又はその疑いが生じた場合、災害等が発生した際）
 - <SC>
 - ・児童生徒及び保護者への助言・援助：個別の児童生徒へのカウンセリングや、授業観察等を行い、心理的課題及び健康面の課題に関し、状況や要因を把握し、支援方法について立案
 - ・教職員や組織に対するコンサルテーション：強いストレスを受けたときに起きる心や体の変化の受け止め方、ストレスチェックなどストレス対処法について教員へ助言
 - <SSW>
 - ・児童生徒及び保護者との面談及びアセスメント：児童生徒や保護者等との個別面談、家庭訪問、地域からの聞き取り等をもとに、アセスメントを行い、支援計画を立案
 - ・事案に対する学校内連携・支援チーム体制の構築・支援：児童生徒の最善の利益のために教職員と共にチーム体制の構築を行い、福祉的な観点から支援策を立案
- 【学校及び教育委員会における体制の在り方】
 - 学校における教育相談体制の在り方について
 - ・校長の役割
学校のリーダーとして教職員、SC 及び SSW が一体となった教育活動を行うとともに、学校全体の児童生徒の状況及び支援の状況を一元的に把握し、校内及び関係機関等との連絡調整等を行い、児童生徒の抱える問題の解決に向けて調整役として活動する教職員を教育相談コーディネーターとして配置・指名し、教育相談コーディネーターを中心とした教育相談体制を構築することが必要等
 - ・養護教諭の役割
養護教諭は、全児童生徒を対象に、経年的に児童生徒の成長・発達に関わっており、様々な課題を抱えている児童生徒と関わる機会が多いため、健康相談等を通じ、課題の早期発見及び対応に努めることが重要等
 - ・学級担任・ホームルーム担任の役割
児童生徒の課題を少しでも早く発見し、課題が複雑化、深刻化する前に指導・対応できるよう、学級担任及びホームルーム担任には児童生徒を観察する力が必要等
- 平成 28 年度「児童虐待防止推進月間」の実施について（通知）（平成 28 年 10 月）
- 生活困窮者自立支援制度に関する学校や教育委員会等と福祉関係機関との連携について（通知）（平成 27 年 3 月）

(iii) 諸外国の状況

（課題のある児童生徒への個別指導、補習指導）×：英、○：米・中・星・仏・独・韓

- 【英】 Teaching Assistant, Learning Mentor などのサポートスタッフが担当する。

(問題行動を起こした児童生徒への指導) × : 独、△ : 米、○ : 英・中・星・
仏・韓

- 【独】 スクールソーシャルワーカー，青少年局職員，教員，社会的教育士，警察などが担当する。他業種間の協働は，多様な権限関係が交錯するため難しい。
- 【米】 管理職，教員，カウンセラー，スクールサイコロジスト (school psychologist) が担当する。問題行動に限らず，何かしらのニーズが必要な児童生徒への指導の前提として，スクールサイコロジストによる診断が行われ，どのような介入をしたらよいかについての情報が共有されることがある。教室での問題行動については，教員が認識して，他の職員に引き渡すことがある。

(カウンセリング，心理的なケア) × : 米・英・独・韓、○ : 中・星・仏

- 【米】 カウンセラーが担当する。
- 【英】 Learning Mentor 等のサポートスタッフが担当する。症状により，カウンセラーや福祉士等によるケアがある。このような職種が学校にいる場合 (学校の必要に応じて) もあるが，多くの場合は，地方当局において学校の要請に応じて派遣される。
- 【韓】 専門相談教諭，学校専門相談士，社会福祉士などが担当する。

(欠席児童への連絡) × : 米・英・仏、○ : 中、星、独、韓

- 【英】 サポートスタッフ (家庭への連絡担当を職務とするスタッフ。名称は様々，例えば Home-School liaison officer や Parent Support Adviser など) が担当する。
- 【仏】 小学校は教員が，中学校は生徒指導専門員 (CPE) が担当する。

(家庭訪問) × : 米・英・星・仏・独・韓、○ : 中

- 【中】 学級担任が担当する。
- 【米】 ソーシャルワーカー，コーディネーター，管理職，教員，事務職員，カウンセラー，スクールサイコロジスト等が担当する。事項によって，保護者に対応する教職員が異なることが多い。一般的に，教員が家庭を訪問するということはほとんどなく，学校に保護者に来てもらうという形をとることが多い。職務として，家庭を訪問する役割を担っているのは，ソーシャルワーカーであり，家庭と学校の橋渡しの役割を担う。

2. 業務の適正化・役割分担等に関する現状・課題

- 課題のある家庭やその児童生徒への対応について、学校が対応すべき業務と、福祉等の関係機関が対応すべき業務についてどう考えるか。
- 生徒指導は教員の重要な業務の一つであるが、教員が対応すべき場合と、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなど教員以外の専門家が対応すべき場合があるのではないか。
- 家庭環境の問題を把握する一方で、個人のプライバシー保護にどう配慮すべきか。
- 保護者や地域等からの過剰な苦情や不当な要求行為等への対応は、教員ではなく教育委員会やスクールロイヤー等の専門家が対処すべきではないか。

3. 自治体での取組例

- 心理に関する高度な専門的知識・技術に基づいて、児童生徒の心理に関する支援を行う、スクールカウンセラーの活用。
- 福祉に関する高度な専門的知識・技術に基づいて、児童生徒を取り巻く環境に応じた支援を行う、スクールソーシャルワーカーの活用。
- 学校からの相談に対して、弁護士が法的側面から解決に向けたアドバイスを行う、スクールロイヤーの活用。

(参考) 教職員の従事率・負担感率

〔児童・生徒の問題行動への対応 (時間外での家庭訪問、指導を含む)〕

	教諭		副校長・教頭	
	小学校	中学校	小学校	中学校
従事率 %	91.2%	93.3%	97.6%	95.5%
負担感率 %	55.8%	55.3%	39.2%	40.1%

〔児童・生徒、保護者との教育相談〕

	教諭		副校長・教頭	
	小学校	中学校	小学校	中学校
従事率 %	88.4%	86.4%	90.5%	76.4%
負担感率 %	33.6%	31.7%	23.8%	20.7%

〔保護者・地域からの要望・苦情等への対応〕

	教諭		副校長・教頭	
	小学校	中学校	小学校	中学校
従事率 %	75.3%	70.0%	99.2%	99.5%
負担感率 %	71.4%	71.1%	60.5%	63.5%

(8) 給食時の対応

1. 背景

(i) 法的根拠

食育基本法、学校給食法、学習指導要領 等

- 食育基本法 第5条

「子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこと」

- 学校給食法 第2条

「学校給食を実施するに当たつては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない」

- 学習指導要領（特別活動）

「食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成」

「給食の時間を中心としながら、健康によい食事のとり方など、望ましい食習慣の形成を図るとともに、食事を通して人間関係をよりよくする」

※現行学習指導要領解説（特別活動）

「学級活動における保健指導、安全指導及び給食指導は、学校における健康の保持増進に関する指導の一環である」

「学級活動は、学級担任の教師が指導するのが原則である」

(ii) 関係通知等

- 学校給食実施基準の一部改正について（通知）（平成25年1月）

「学校給食の食事内容については、学校における食育の推進を図る観点から、学級担任、栄養教諭等が給食時間はもとより各教科等における食に関する指導に学校給食を活用した指導が行えるよう配慮すること。」

「食物アレルギー等のある児童生徒に対しては、校内において校長、学級担任、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、学校医等による指導体制を整備し、保護者や主治医との連携を図りつつ、可能な限り、個々の児童生徒の状況に応じた対応に努めること」

- 学校給食における食物アレルギー対応指針（平成27年3月）

※各学校等において食物アレルギー対応を行う上での参考資料として国が作成。

(iii) 諸外国の状況 ○：韓 ×：米・英・中・星・仏・独

- 【韓】 学級担任が担当する。ランチルームが設置されている場合、教員輪番で行うことも多い。その場合、栄養士や栄養教諭が加わる場合もある。
- 【英】 給食・昼食時間に食育は行わない。ただし、イギリスでは食育は重視されており、給食を提供する業者が守らなければならない決まりとして、給食のメニューにジャンクフードなどを提供しない、野菜を積極的に提供する、温かい食事を提供するなどの決まりがある。…（中略）…給食・昼食時の担当をしている Midday Supervisor 等のサポートスタッフは、子供たちが安全に安心して、そしてきちんと食事ができるように活動する。

2. 業務の適正化・役割分担等に関する現状・課題

- 担任教諭自身が給食を食べる時間を含め、給食指導は勤務として行われるものであり、労働基準法上、この時間を休憩時間に充てることはできない（休憩時間の自由利用原則に抵触）。
- 食物アレルギーを有する児童生徒が 4.5%（平成 25 年度現在）いる状況において、効果的かつ効率的に、アレルギー対策を講じる必要がある。
- 学習指導要領において、学級活動の一つとして、給食の時間を中心としながら、望ましい食習慣の形成を図るとともに、食事を通して人間関係をよりよくすることが規定されており、その際には原則として学級担任が行う必要があるが、食に関する実践的な指導であることから、この一部を食に関する実践的な指導を行う栄養教諭が担うことは考えられないか。
- ランチルームを確保できる学校においては、複数学級の給食指導を担うことも可能ではないか。

3. 自治体での取組例

- 給食の時間に地域のシニアの方が参加。子供たちとのコミュニケーションの場になると同時に、教員は、当該時間を教室内における他の業務の実施にも充てることができ、教員の負担軽減にもつながる。（岐阜県岐阜市）

（参考）教職員の従事率・負担感率

〔給食指導・安全管理（アレルギー児童生徒への対応）〕

	教諭		副校長・教頭	
	小学校	中学校	小学校	中学校
従事率 %	66.1%	42.5%	75.5%	58.7%
負担感率 %	34.4%	32.2%	30.5%	30.9%

(9) 児童生徒の休み時間における対応

1. 背景

(i) 法的根拠 特段無し。

※ 昼休み時間中に、特に監視の教師を配置しなかった際に、小学校3年生の女子児童が体育館内でボール遊びをしていたところ、バスケットボールをしていた小学校6年生の男子児童と衝突、頭部を打って負傷した事案について、判決では、「小学1年生から6年生という年齢の児童らの判断能力に照らすと、児童らに、自由に使用を許す場合には、不適切な用具の使用ないし行動が容易に予想される」として、学校側の安全配慮義務違反を認めたものがある。(甲府地裁平成15年11月4日判例タイムズ1162号238頁)

(ii) 関係通知等

- 生徒の校内暴力等の非行の防止について（通知）（昭和56月4月）

「学校内での生徒の非行を防止するため、具体的には、教師は生徒が授業から離脱することのないよう出欠を厳重にとることや授業時間に当たっていない教師が交替で校内を巡視したり、昼休みや下校時等に生徒を観察したりして指導する。」

- 生徒指導提要（平成22年4月）

「自己指導能力をはぐくんでいくのは、学習指導の場を含む、学校生活のあらゆる場や機会です。授業や休み時間、放課後、部活動や地域における体験活動の場においても、生徒指導を行うことが必要です。」

「児童生徒一人一人について、心身の健康状態を丁寧に観察することが求められます。観察の場としては、朝の会などでの健康観察を始めとし、登校時、授業中、昼休み、清掃活動、特別活動、部活動、下校時など、常に観察できる場面があります。」

(iii) 諸外国の状況 ○：米・中・独・韓 △：星 ×：英・仏

- 【独】 教員が輪番で行う。けんかの仲裁（支援）など。休み時間は教員も職員室等で休憩をとるため、輪番の担当教員が休み時間の子供の見守りを行う。教員の休憩も重要であると同時に、子供の監督義務も学校にとって重要である。無監督の状態に子供が置かれることは許されない。
- 【仏】 小学校は教員が、中学校は生徒指導専門員（CPE）、教育補助員（Assistants d'éducation）が担当。

2. 業務の適正化・役割分担等に関する現状・課題

- 休み時間においても、児童生徒からの質問対応等の学習指導や、けんかの仲裁等の生徒指導も行われているが、引き続き教員が対応するべきか。
- 学校における負傷・疾病について、小学校では約半数、中学校においては約1割が、児童生徒の休み時間に発生することから、これまでの学校安全に関する取組の成果等も踏まえ、児童生徒の発達段階等も踏まえ、効果的かつ効率的に安全確保策を講じることが必要ではないか。
- 休み時間の外部人材の活用については、教員の負担軽減等の利点がある一方、「学校が必要とする外部人材の確保ができていない」「指導に関する共通理解・情報交換の時間の確保ができていない」等の課題がある（出典：（公財）日本レクリエーション協会『児童の休み時間の過ごし方に関するアンケート調査』について（平成29年5月）ことから、継続的な体制を構築することは可能か。

3. 自治体での取組例

- 主に昼休みに、「危険な遊びをしていないか」「子どもたち同士のトラブルは起きていないか」と子どもの安全を見守る。そのことで子どもたちと顔見知りになり、街角で出会ったときも、挨拶を交わすようになってきた。子どもたちは、見守られている安心を感じ、地域の方々への感謝の気持ちを持つようになっている。（福岡県うきは市）
- 主に昼休みや清掃の時間に津島少年補導委員と連携し、校内巡回活動を実施。補導委員と生徒が顔見知りになり、コミュニケーションが取れることから、非行の防止につながるとともに、教職員の多忙解消の一助となっている。（愛知県津島市）
- 昼休みの時間に地域のシニアの方が参加。子供たちとのコミュニケーションの場になると同時に、教員は、当該時間を他の業務の実施に充てることができ、教員の負担軽減にもつながる。（岐阜県岐阜市）

（参考）教職員の従事率・負担感率

	教諭		副校長・教頭	
	小学校	中学校	小学校	中学校
従事率 %	—	—	—	—
負担感率 %	—	—	—	—

(10) 校内清掃

1. 背景

(i) 法的根拠

- 清掃指導については、義務付けがなされているものではない。(小学校学習指導要領(特別活動)において、「清掃などの当番活動や係活動等の自己の役割を自覚して協働することの意義を理解し、社会の一員として役割を果たすために必要となることについて主体的に考えて行動すること。」と記載されている。)

※なお、中学校学習指導要領においては、清掃に係る記載はないが、中学校学習指導要領解説(特別活動)において、「日常に行われている清掃や日直などの当番の活動」が、「教育課程には位置付けられていないが教育的意義が大きい」ものの例示として挙げられている。

- 学校における環境衛生の維持については、学校保健安全法第6条、学校環境衛生基準

・学校保健安全法第6条

(学校環境衛生基準)

第六条 文部科学大臣は、学校における換気、採光、照明、保温、清潔保持その他環境衛生に係る事項(学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第九条第一項(夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律(昭和三十一年法律第百五十七号)第七条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律(昭和三十二年法律第百十八号)第六条において準用する場合を含む。)に規定する事項を除く。)について、児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準(以下この条において「学校環境衛生基準」という。)を定めるものとする。

2 学校の設置者は、学校環境衛生基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならない。

3 校長は、学校環境衛生基準に照らし、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認められた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

・学校環境衛生基準 ※関連部分

第5 日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準

3 学校の清潔及びネズミ、衛生害虫等

(8) 学校の清潔 (略)

(ii) 関係通知等

- 学校環境衛生管理マニュアル (平成22年3月) ※関連部分例

I 学校環境衛生活動

2 学校環境衛生活動の進め方

(1) 学校環境衛生活動とは

学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、環境衛生検査について計画(以下「学校保健計画」という。)を策定し、これを実施しなければならないとされている。環境衛生検査は、毎学年定期に、学校環境衛生基準に基づき行わなければならないとされており、必要があるときは、臨時に、環境衛生検査を行うものとされている。校長は、学校環境衛生基準に照らし、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認められた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとされている。

また、学校においては、環境衛生検査のほか、日常的な点検を行い、環境維持又は改善

を図らなければならないとされている。

このことは、学校環境衛生活動と呼ばれており、その進め方は、図 I-2 のようにまとめることができる。

学校環境衛生活動を円滑に推進するに当たっては、学校の教職員（学校医及び学校薬剤師を含む。以下同じ。）が児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るために必要な活動であることを共通理解するとともに、それぞれの職務の特性を生かした役割について、学校保健計画や校務分掌等により明確にする必要がある。

3 学校環境衛生活動の内容

(3) 定期検査、日常点検及び臨時検査

② 日常点検

日常点検は、点検すべき事項について、毎授業日の授業開始時、授業中、又は授業終了時などにおいて、主として感覚的にその環境を点検し、必要に応じて事後措置を講じるためのものである。その際、校務分掌等に基づいて実施するなど、教職員の役割を明確にする必要がある。また、それらの結果については、定期検査及び臨時検査を実施する時の参考となるようにすべきである。

学校環境衛生活動は、身の回りの環境がどのように維持されているかを知る保健教育の一環として、児童生徒等が学校環境衛生活動を行うことも考えられる。その際、教職員が指導するなど、日常点検等が適切に行われるようにする必要がある。

II 学校環境衛生基準

第3 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品の管理に係る学校環境衛生基準

1 学校の清潔

A 検査項目及び基準値の設定根拠等の解説

検査項目：(1) 大掃除の実施

基準：(1) 大掃除は、定期に行われていること。

設定根拠等の解説：

(1) 大掃除の実施

清掃については、児童生徒等により毎日行われるものであるが、定期的で大掃除を行い、日常できない部分まで清掃を行う。なお、大掃除の実施時期及び回数については、学校の実情を考慮した上決定する必要がある。

第5 日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準

3 学校の清潔及びネズミ、衛生害虫等

C 事後措置

(8) 学校の清潔

- 施設・設備に汚れがある場合は、整理や清掃の徹底を図り、破損がある場合には速やかに補修する。清掃が不十分な場合には、清掃方法の改善や清掃の徹底を図る。
- 飼育動物の施設・設備の清掃に当たっては、動物が原因で感染症やアレルギー等が発症することもあり、健康に害を及ぼすことがあるので、専用の身支度をし、清掃用具も飼育動物の施設専用にする必要がある。また、動物の健康管理を十分に行うとともに、児童生徒等に対しては、次のようなことを指導する必要がある。
 - ・ 動物に触ったあとは手をよく洗う。
 - ・ 口移しでえさを与えない。
 - ・ 自分が体調が悪いときは、動物との接触は避ける。
 - ・ 動物にかまれたりひっかかれたりしたときは、すぐに手当てを受ける。
 - ・ アレルギー疾患のある児童生徒等は、症状がより悪化する場合があるので飼育施設の清掃はしないようにする。

(iii) 諸外国の状況 ○：中・韓・星（※） ×：米・英・仏・独

- 【中】 学級担任、学校内の少年先鋒隊や中国共産主義青年団の指導員などが担当する。
- 【米】 清掃指導は行わない。清掃は守衛（custodian）が担当する。
- ※ シンガポールは、平成 29 年より児童生徒による毎日の清掃を正式導入。

2. 業務の適正化・役割分担等に関する現状・課題

- 児童生徒による校内清掃は、当番活動の一つとして位置づけられているが、毎日実施する必要があるか。また、教員が毎回指導する必要があるか。
- 学校の環境衛生の維持点検に係る業務の分担については、必要に応じて外部人材を活用するなど整理することが考えられるのではないか。

3. 自治体での取組例

- 清掃の時間に地域のシニアの方が参加。子供たちとのコミュニケーションの場になると同時に、教員は、当該時間を他の業務の実施に充てることができ、教員の負担軽減にもつながる。(岐阜県岐阜市)

(参考) 教職員の従事率・負担感率

[清掃指導・教室等の環境整備]

	教諭		副校長・教頭	
	小学校	中学校	小学校	中学校
従事率 %	98.9%	98.8%	79.7%	84.9%
負担感率 %	21.7%	22.9%	15.8%	14.9%

[学校・敷地内の環境整備 (清掃・除草など)]

	教諭		副校長・教頭	
	小学校	中学校	小学校	中学校
従事率 %	77.6%	66.9%	93.4%	91.9%
負担感率 %	42.6%	39.3%	43.8%	41.7%

(11) 部活動

1. 背景

(i) 法的根拠 部活動の実施を義務付けるものは特段無し。

※ 中学校学習指導要領（総則）において、学校は、「教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする」と規定

(ii) 関係通知等

● 中学校及び高等学校における運動部活動について（通知）（平成 10 年 1 月）

「1 運動部活動の意義が十分発揮されるよう、生徒の個性の尊重と柔軟な運営に留意すること。また、運動部活動への参加が強制にわたることのないようにすること。

2 スポーツ障害の予防や生徒のバランスのとれた生活を確保する観点から、学校週 5 日制の趣旨も踏まえて休養日を適切に設定するとともに、練習時間を適切なものとするよう留意すること。また、学校が必要に応じてスポーツ医・科学等に関する情報を活用することができるよう、情報提供等に努めること。

3 生徒の多様なスポーツニーズにこたえ、保護者や地域に開かれた運動部活動とする観点から、学校が必要に応じて外部指導者に協力を求めることができるよう所要の条件整備に努めることや、地域の実態に応じて保護者や地域住民との意見交換を行ったり、地域のスポーツクラブ等との交流を図ること等に留意すること。」

(iii) 諸外国の状況 ○：中国、△：米・星・独・韓、×：英、仏

- 【米】 コーチ、コミュニティーセンター職員が担当する。学校が管理する部活動については、コーチが担当する場合が多い(特にミドルスクール以上)。ただし、種目によっては教員が担当することもある。
- 【英】 サポートスタッフ及び外部講師が担当する。Extended Services やクラブ活動として学校場で提供される場合でも、学校の教職員ではなく、そのサービス提供が請け負った組織が提供する活動という位置付けである。
- 【韓】 教員(主に中学、高校)と外部講師が担当するが教員は希望者のみ。
- 【独】 教員、教育士、ソーシャルワーカー、フェアイン等が担当する。教員が担当する場合は、他の職務が軽減されることが多い。

(iv) 最近の動向

現在、スポーツ庁において、運動部活動の運営の適正化に向けて、練習時間や休養日の設定、指導の充実、部活動指導員等の活用などについて考慮が望まれる基本的な事項、留意点をまとめた「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を作成するための検討会議を設置し、検討中

2. 業務の適正化・役割分担等に関する現状・課題

- 部活動についてはいわゆる「超勤4項目」に該当しないことから、これを理由に時間外勤務を命じる事はできない。
- 教員が経験のない種目等の部活動の指導を任されている場合が多い中で、子供への質の高い指導を提供するために、どのような方策をとるべきか。
- 持続可能な運営体制を整備するにはどのような取組をしていくべきか。(大会や試合の精査、参加資格等の在り方の見直し、学校単位の取組から地域単位の取組推進に向けた環境整備等)
- 一部の保護者による部活動への過度の期待等の認識を変えていくためにはどのような取組をしていくべきか。(高校入試における部活動の評価の見直し等)

3. 自治体での取組例

- 部活動指導員を活用した教員の負担軽減
- 平日の下校時刻以降と土日祝日の部活動を取りやめ、当該時間帯の活動を地域のクラブ活動(生涯スポーツ活動)として実施。部活動からクラブ活動に切り替わる際、指導も顧問から外部指導者に交代する。(岐阜県多治見市)

(参考) 教職員の従事率・負担感率

〔部活動の活動計画の作成〕

	教諭	副校長・教頭
	中学校	中学校
従事率 %	78.0%	22.0%
負担感率 %	39.0%	20.0%

〔部活動の技術的な指導、各種大会（運動部・文化部）への引率等〕

	教諭	副校長・教頭
	中学校	中学校
従事率 %	91.3%	32.0%
負担感率 %	48.5%	30.1%